

議案第53号

石垣市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

石垣市港湾施設管理条例(昭和47年石垣市条例第85号)の一部を次のように改正する。

別表2中「

駐車場使用料	1	一般使用料		夜間は、午後8時から翌日の午前8時までとする。
		車両1台1時間まで	100円	
		以後30分までごとに	50円	
		夜間1時間までごとに	50円	
		駐車券を紛失した場合は、1日ごとに	1,800円	
	2	専用使用		
	(1)	車両1台1月につき	5,000円	
	(2)	バス専用駐車場1区画1月につき	10,000円	

」を「

駐車場使用料	1	一般使用料		
		車両1台最初の1時間まで	200円	
		以後1時間までごとに	100円	
		駐車券を紛失した場合	2,500円	
		2 専用使用料		
	(1)	車両1台1月につき	8,000円	
	(2)	バス専用駐車場1区画1月につき	16,000円	

」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和8年8月28日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

港湾課が管理する有料駐車場について、他の市営駐車場との均衡を図るため、料金を改定するとともに、施設の適切な運営及び維持管理に要する経費に充てるため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市港湾施設管理条例（昭和 47 年石垣市条例第 85 号）の新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表 2				別表 2			
種類	単位	使用料	備考	種類	単位	使用料	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
駐車場使用料	1 一般使用料			駐車場使用料	1 一般使用料		
	車両1台 _____1時間まで	<u>100円</u>			車両1台 <u>最初の1時間</u> まで	<u>200円</u>	
	以後 <u>30分</u> までごとに <u>つき</u>	<u>50円</u>			以後 <u>1時間</u> までごとに _____	<u>100円</u>	
	夜間1時間までごとに <u>つき</u>	<u>50円</u>	夜間は、午後8時から翌日の午前8時までとする。		_____		
	_____				_____		
	駐車券を紛失した場合は、1日ごとに <u>つき</u>	<u>1,800円</u>			駐車券を紛失した場合 _____	<u>2,500円</u>	
	2 専用使用 _____				—		
	(1) 車両1台1月につき	<u>5,000円</u>		2 専用使用料	(1) 車両1台1月につき	<u>8,000円</u>	
	(2) バス専用駐車場1区画1月につき	<u>10,000円</u>			(2) バス専用駐車場1区画1月につき	<u>16,000円</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)